

長野県外の医療機関等の長 様

南箕輪村長 藤城 栄文

産婦健康診査・1 か月児健康診査についてのお願い

日頃より、本村の母子保健行政についてご配意を賜り厚くお礼申し上げます。
本村では、住民が長野県外で産婦健康診査・1 か月児健康診査を受診された場合、下記のように実施された健康診査であれば、受診者が後日申請することにより、受診者が負担した費用の全部または一部を補助することができます。

つきましては、受診者の経済的負担の軽減及び適切な産後の支援のため、大変ご面倒をおかけいたしますが、ご協力くださいますようお願いいたします。なお、下記の方法による対応が難しい場合や、ご不明な点につきましては、こども課母子保健係までご連絡ください。

記

1 産婦健康診査の内容

(1) 実施時期の目安及び回数

産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の2回（貴院の体制に応じ
て実施をお願いします。）

(2) 健診必須項目

- ①問診（生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往歴、服薬歴等）
- ②診察（子宮復古状況、悪露、乳房の状態等）
- ③体重・血圧測定
- ④尿検査（蛋白・糖）
- ⑤エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）等による問診
- ⑥指示事項

2 1 か月児健康診査の内容

(1) 実施時期

生後1か月まで（おおむね生後28日～6週未満）

(2) 健診必須項目

- ①身体発育状況
- ②栄養状態
- ③疾病及び異常の有無
- ④新生児聴覚検査・先天性代謝異常検査の実施状況
- ⑤ビタミンK2投与の実施状況及び育児上問題となる事項の確認

3 実施方法について

(1) 受診者から、本村が発行する「産婦健康診査受診票（補助券）」・「1 か月児健康診査受診票（補助券）」を受け取り、上記健診必須項目をすべて実施して、結果をご記入ください。上記の必須項目が網羅されていれば任意の様式でも結構です。

(2) 健診実施後

①貴院での健康診査費用は、受診者へ請求してください。

②健診結果が記入された「産婦健康診査受診票・1 か月児健康診査受診票(任意の様式でも結構です)」、「領収書」、「診療明細書（ある場合のみ）」を受診者にお渡しください。

(※受診者が南箕輪村に自己負担額の補助申請をする際に必要になります。)

③指示事項について

産婦健康診査の結果、支援が必要と判断された場合は、こども課 母子保健係の保健師までご連絡くださいますようお願いいたします。

以上

お問合せ・連絡先

南箕輪村役場 こども課 母子保健係

(住所) 〒399-4591 長野県上伊那郡南箕輪村 4825-1

電話：0265-98-8310